

## 学校単位・地域単位ジュニア防災リーダークラブ規約

### (総則)

- 第1条 松山防災リーダー育成センターが運営しているジュニア防災リーダークラブは、小学校、中学校、高校、また地域単位で設置することができる。
- 2 名称は、学校名か地域（区）名をジュニア防災リーダークラブの頭に付したものである。

### (設置)

- 第2条 設置の主体は、各学校もしくは地域（区）の自主防災会等である。設置の認定は、松山防災リーダー育成センターが行う。学校単位・地域（区）単位でのジュニア防災リーダークラブの設置を希望する場合は、松山防災リーダー育成センターに申し出て、協議の上、設置を認める。

### (活動内容)

- 第3条 活動内容は、学校や地域（区）などの設置主体が、松山防災リーダー育成センターと協議して決める。活動の主体は、学校や地域（区）などの設置主体が担う。松山防災リーダー育成センターは、各種の活動を支援する。
- 2 ジュニア防災リーダー認定チャレンジでの級の認定と優秀者表彰は松山防災リーダー育成センターが行う。

### (設置申し込み及び退会・継続等)

- 第4条 学校単位・地域（区）単位ジュニア防災リーダークラブの設置申し込みは、年度始めを原則とする。
- 2 学校単位・地域（区）単位ジュニア防災リーダークラブの継続の有無は、年度末前後に事務局より、その意思を確認する連絡を行う。

### (附則)

1. この規則は、令和3年4月1日から施行する。
2. この規則の一部を改訂し、令和5年4月1日から施行する。